

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金申請の手引き

1 事業の目的

食材費の高騰に伴う給食費の値上げによる子育て世帯への負担軽減を図るとともに、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等の実施が確保されるよう、私学助成園等へ必要な経費を支援する。

あわせて、エネルギー価格の物価高騰の影響を受けている保育所等が安定的に運営を行えるよう、LP ガス使用に係る経費の一部の補助を行う。

2 対象とする施設

(1) 給食支援

今回の御案内は、県が直接補助を行う施設に送付しています。

県内の子ども・子育て支援制度へ移行していない幼稚園（以下「未移行幼稚園」という。）及び知事に届出（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 の規定による届出）を行った私立の認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）

上記以外の施設（新制度移行幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所及び鹿児島市の認可外保育施設）については、各市町村にお問い合わせください。

(2) LP ガス支援

県内の私立の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、新制度移行幼稚園、未移行幼稚園、知事に届出（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 59 条の 2 の規定による届出）を行った認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）

3 今回申請の補助対象期間

(1) 給食支援

令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月

(2) LP ガス支援

令和 8 年 7 月～9 月

4 補助金の計算方法

(1) 給食支援

給食費の基準単価（※ 1）× 物価上昇率（※ 2）× 対象園児数（※ 3）

※ 1 主食費のみ：3,000 円、副食費のみ：4,500 円、主食費＋副食費：7,500 円
（国が目安として示している食材料費（月額））

※ 2 6 % として算定

※ 3 毎月初日の園児数

(2) LP ガス支援

施設単位ごとの定員区分の補助基準額（※）× 対象施設数

※ 補助基準額は次のとおり

令和8年7月～9月

○私立の保育所、認定こども園、地域型保育事業所、新制度移行幼稚園

定員区分	補助基準額
50人以下	1,000円/施設
51人～150人	2,000円/施設
151人以上	4,000円/施設

○未移行幼稚園、私立の認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）

定員区分	補助基準額
50人以下	3,000円/施設
51人～150人	5,000円/施設
151人以上	9,000円/施設

5 補助の要件

(1) 給食支援

原則として、以下の要件をすべて満たす場合、補助の対象となります。（※）

ア 園児に給食等を提供し、保護者から給食費等を実費徴収していること。

イ 給食を月10日以上実施していること。

※ アからイは原則的な取扱いであり、補助の要件の詳細については、県ホームページ（5その他）に掲載しているFAQを御確認ください。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚・妊娠・出産、子育て > 子ども・子育て支援施策
> 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金について

県HPアドレス：<https://www.pref.kagoshima.jp/ae32/hoikusyotoubukkakoutou.html>

(2) LPガス支援

令和8年7月から9月に開設されており、LPガスを日常的に使用している施設

6 補助金申請の流れ

(1) 申請期間

令和8年10月1日（木）～令和9年2月19日（金）

(2) 申請書類

ア 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金交付申請書兼請求書（別記第1号様式）

イ 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金計算書（第1-1号様式）

ウ その他必要と認める書類（毎月初日の園児名簿、LPガスの使用実態を確認できる資料）

エ 振込先口座の通帳の写し（通帳の表面と開いた1・2ページ目）

※ 「イ 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金計算書（第1-1号様式）」については、申請内容により、使用する様式が①～⑤に分かれますので、「鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金申請の流れ」を御参照ください。

(3) 提出方法

申請書は、メール、FAX、郵送（郵送の場合、簡易書留やレターパックなど、追跡可能な手段であることが望ましい）のいずれかの方法により送付してください。

なお、申請漏れ防止の観点から、メール、FAX送信後は、事務局宛て（050-3669-2269）送付した旨の電話連絡をお願いします。送信履歴の有無にかかわらず、事務局に申請書類が届いてない場合、補助金は交付できません。必ず電話による到着確認を行ってください。

また、郵送の場合は、事務局宛てをお願いします。

(4) 審査・支払

提出された申請書の内容について、支給要件を満たしているか審査します。

申請書類に不備等がある場合は、電話等にて御連絡させていただきます。

不備等がない場合は、交付決定及び交付確定通知書を申請者宛て送付するとともに、指定の口座に補助金をお支払いします。

(5) その他

今年度の給食支援の申請の際は、昨年度同様、令和8年4月～9月分、10月～令和9年3月分を

それぞれに分けて申請していただき、申請ごとに補助金を交付します。

7 関係書類の保管

本事業に関係する書類（交付申請書等提出書類一式の写し、交付決定及び交付確定通知書等）は、事業終了年度の翌年度から5年間保管してください。

8 その他

(1) 申請に当たっては、別添「鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業実施要領」を御確認ください。

(2) 申請書様式及びFAQ等については、県ホームページにも掲載していますので、御活用ください。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚、妊娠・出産、子育て > 子ども・子育て支援施策
> 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金について

(3) 虚偽の申請等を行ったことが判明した場合は、交付決定を取り消し、補助金を返還していただくことがあります。

9 申請書類の送付先・申請に関するお問合せ先

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業事務局

〒892-0842 鹿児島市東千石町1-3 ISM鹿児島7F

TEL：050-3669-2269 FAX：050-3669-2270

Mail：kagoshima-hoiku@chojyu.co.jp

※電話での問合せ時間：午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始（12/29～1/3）を除く）

10 申請書類の入手先について

申請書類については、県ホームページ「4 各種様式」にも掲載しております。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚、妊娠・出産、子育て > 子ども・子育て支援施策
> 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金について

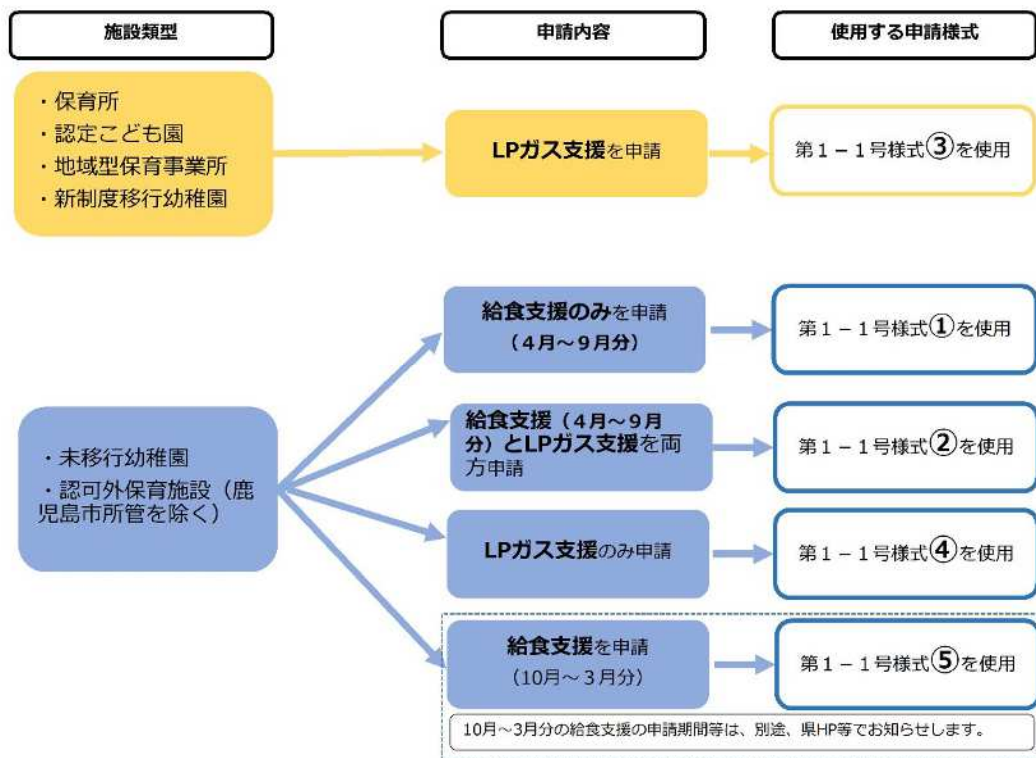
県HPアドレス：<https://www.pref.kagoshima.jp/ae32/hoikusyotoubukkakoutou.html>

鹿児島県保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金申請の流れ

1 申請フロー

施設類型と申請内容により、使用する申請様式（第1-1号様式）が①～⑤に分かれますので、申請内容に合わせて、使用する申請様式を選択してください。

【施設類型と申請内容による申請様式チャート】



2 申請にあたっての留意点

- ・ 令和8年10月1日（木）から申請書類の受付を開始します。
- ・ 原則として、申請月の翌月15日までに補助金を支払います。（15日が休日の場合は、直前の開所日までとする。）
- ・ 未移行幼稚園、認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）が給食支援（4月～9月分）とLPガス支援を両方申請する場合は、「第1-1号様式②」を使用してください。
- ・ 給食支援に関しては、毎月ではなく、4月～9月分と10月～3月分をそれぞれまとめて申請して頂くこととなります。その際、特定の月（例えば、夏休み期間の7月や8月）のみ該当がない場合、対象となる月をまとめて申請してください。
- ・ 給食支援（10月～3月分）の申請期間や申請期限等につきましては、県ホームページ等に掲載する予定ですので、御確認をお願いします。

ホーム > 健康・福祉 > 結婚、妊娠・出産、子育て > 子ども・子育て支援施策
> 保育所等物価高騰対策支援等事業費補助金について

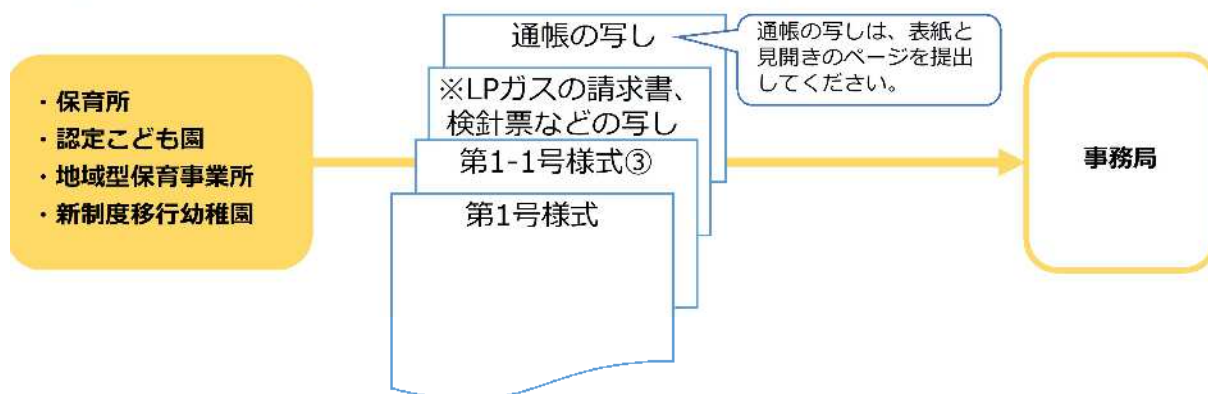
- ・ 「園児名簿」については、申請月初日に在籍している園児が確認できる名簿を添付してください。

施設で作成している既存の名簿でも可。ただし、全ての名簿に日付や施設名、法人名等を必ず記載してください。

- ・ 申請書類の作成に当たっては、別添の「要領の記載例」、「FAQ」を参考にしてください。

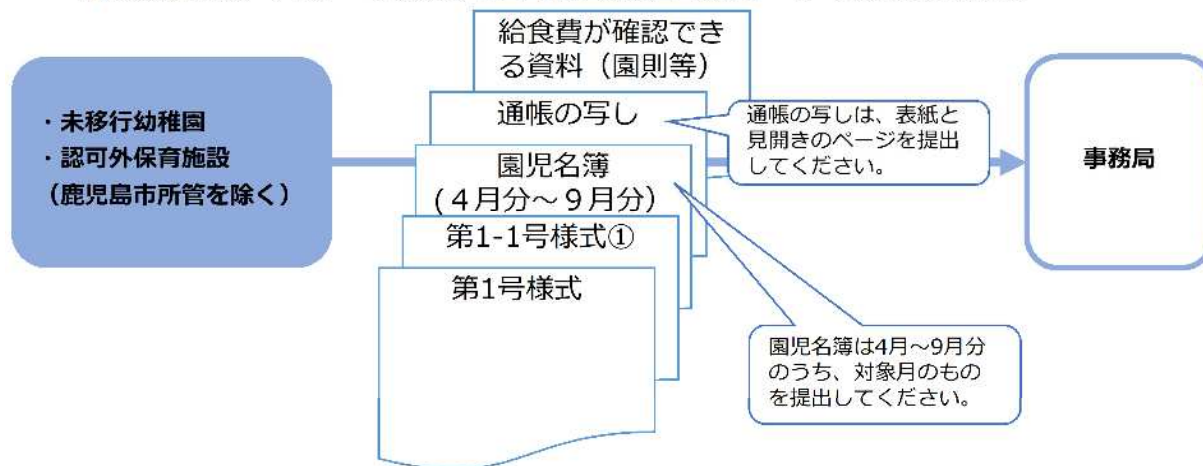
3 申請内容毎の申請様式と添付資料

(1) 保育所、認定こども園、地域型保育事業所、新制度移行幼稚園が LPガス支援を申請する場合（第1-1号様式③を使用）

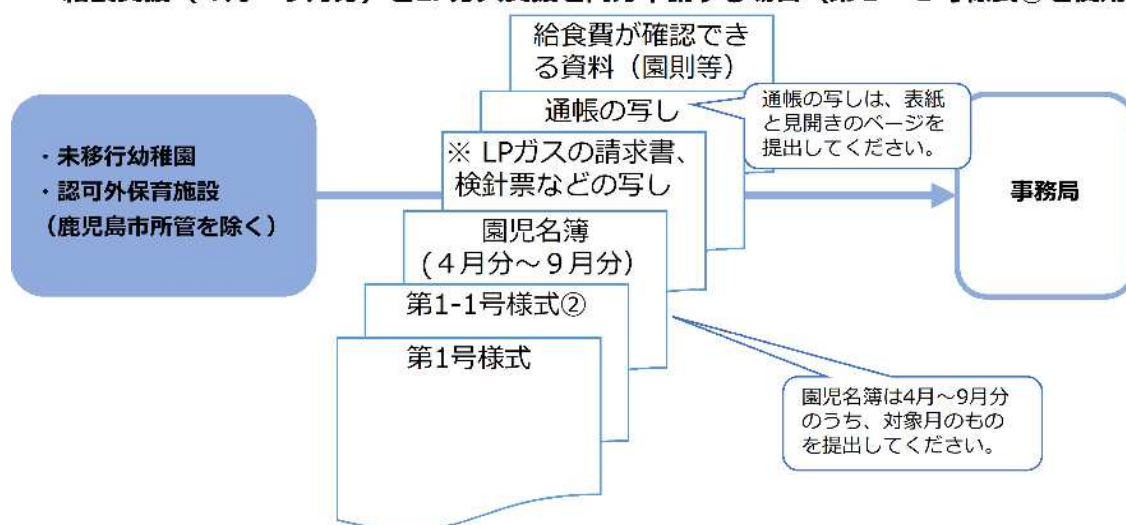


※LPガスの使用実態を確認できる資料（※施設名、ガス会社名、ガス使用量、使用料金等が記載された請求書や検針票等の写し）を添付してください。

(2) 未移行幼稚園、認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）が 給食支援のみ（4月～9月分）を申請する場合（第1-1号様式①を使用）

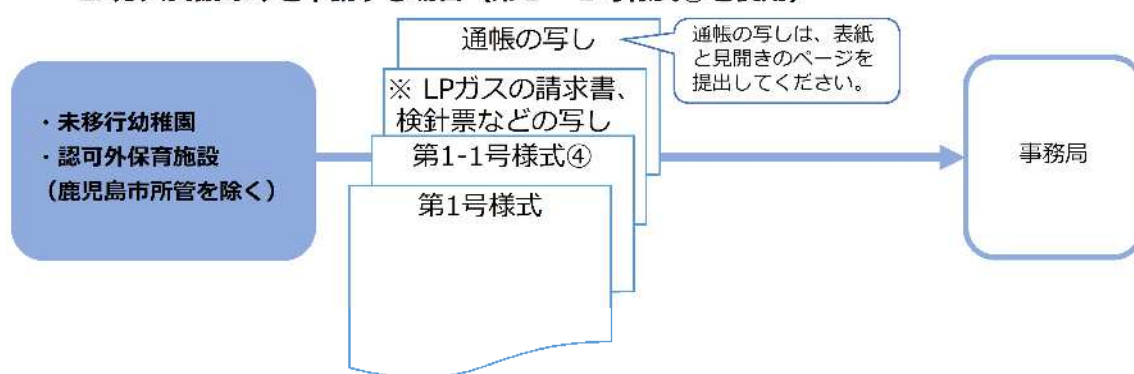


**(3)未移行幼稚園、認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）が
給食支援（4月～9月分）とLPガス支援を両方申請する場合（第1-1号様式②を使用）**



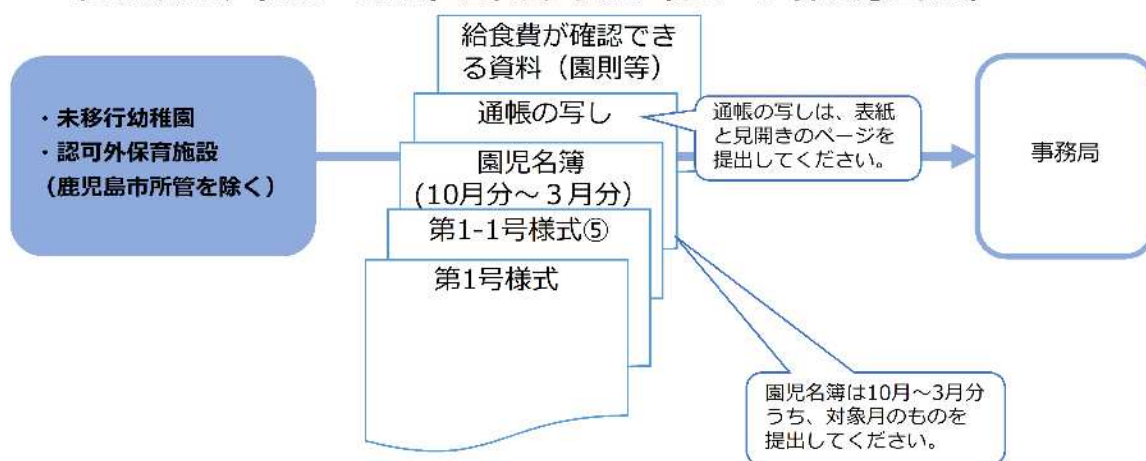
※LPガスの使用実態を確認できる資料（※施設名、ガス会社名、ガス使用量、使用料金等が記載された請求書や検針票等の写し）を添付してください。

**(4)未移行幼稚園、認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）が
LPガス支援のみを申請する場合（第1-1号様式④を使用）**



※LPガスの使用実態を確認できる資料（※施設名、ガス会社名、ガス使用量、使用料金等が記載された請求書や検針票等の写し）を添付してください。

**(5)未移行幼稚園、認可外保育施設（鹿児島市所管を除く）が
給食支援のみ（10月～3月分）を申請する場合（第1-1号様式⑤を使用）**



※給食支援（10月～3月分）の申請期間や申請期限等につきましては、県ホームページ等で御案内する予定ですので、御確認をお願いします。